

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年五月十日第六号、平成十五年九月二十四日第十四号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和二年五月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

取消番号	第一〇五号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和二年五月十五日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百六十四番一地先から  埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百六十五番一地先まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十七番一地先から  埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十四番一地先まで</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十三・五メートル</p> <p>三十・四メートル</p>
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇メートル</p> <p>四・〇メートル</p>